

申告・記帳・決算
新規開業・法人設立
労働保険・一人親方
税金相談・法律相談
《相談は大宮民商へ》

大宮民商News

〒330-0856 さいたま市大宮区三橋 3-262 営業時間:9～17時 休み:土日祝
TEL:048-623-6731 FAX:048-622-7162

2024 年
(令和 6 年)

3月18日
第1243号



3.13 重税反対全国統一行動

大宮税務署の集団申告窓口へ並ぶ列。



毎年恒例の「重税反対全国統一行動」が3月13日の水曜日に行なわれました。納税者の権利と公正な税制を求めて、皆で自主申告をする全国的な活動は、今年で55回目を迎えました。

大宮会場は、大宮税務署前に集合して集団申告を行ないました。浦和会場は、与野本町の産業文化センターに集合して集会後、浦和税務署までデモ行進をして集団申告を行ないました。

国税庁は令和7年1月から「申告書等の控えに収受日付印の押なつを行なわない」と発表。今回の集団申

告ではその告知チラシが税務署職員から申告者全員に配られたことなどで、例年よりも受付窓口での時間がかかっていたように感じました。金融機関や保育園、幼稚園、学校など、申告書の控えを提示する機会は頻繁にあります。収受日付印が押されなくなると、その控えが本物なのかの証明が困難になります。収受日付印の押なつを継続するよう、税務署や国税庁に要望の声を上げ続けましょう。

大宮、浦和両会場ともに強風吹き荒ぶとても寒い中、参加されたみなさま大変お疲れさまでした。



当日は本当に風が冷たかった!

浦和税務署へ向かうデモ行進。



《予定表》

3/21 (木) 常任理事会 18:00～19:00
理事会 19:00～20:00
3/29 (金) 一人親方特別労災保険の
更新・入金期限日



申告・納付期期限を守ろう!

所得税の
申告納付期限

3月15日

振替納税の振替日は
4月23日

消費税の
申告納付期限

4月1日

振替納税の振替日は
4月30日

期限を過ぎると延滞税や無申告加算税が発生。
2期連続で遅れると青色申告が取り消されます!

一人親方特別労災の更新は3月29日までに!

該当者へ案内が届いています。一人親方特別労災保険は3月31日で失効しますので、4月1日以降も保険を継続される方は、入金の上民商までご連絡ください。入金・連絡の無い方は自動的に脱退処理となります。



☆班集金・個別集金ともに15日集金へのご協力をお願いします。☆相談・来所時は事前に電話予約してください。

《世相》3/20 (水祝) 与野本町コミセンで、さいたま市中央区の市議5人が主催する「与野中央公園の整備計画について」の公開対話が開催。事前申込で誰でも無料参加可。

事業所のみなさん

もうすぐ労働保険の更新時期です

更新作業の前に、雇用保険 加入者数を確認しましょう。

雇用保険適用事業所には、ハローワークから以下のようなハガキが届いていると思います。このハガキの左側中段の囲み書きの中には、令和5年11月30日現在※の雇用保険加入者数（被保険者数）が書かれています。

事業所で把握している雇用保険加入者数と一致しない場合は、新規雇い入れ時の加入手続き漏れか、退職者発生時の脱退手続き漏れの可能性が考えられます。ご確認ください。

※令和5年12月1日以降の加入・脱退手続きは、この数字にはまだ反映されていないのでご注意ください。

ハローワークから届く「雇用保険」に関するお知らせ。「被保険者数」の数字を確認しよう。

このはがきは、すべての事業主の皆様にお送りしており、貴事業所に手続漏れがあることを通知するものではありません。

雇用保険の手続漏れはありませんか？

- 事業主は、雇用保険の適用要件に該当する労働者を雇い入れたり、労働者が離職した際は、その都度ハローワークに届出をしなければなりません。また、雇用形態や加入希望の有無にかかわらず、要件に該当すれば必ず加入する必要があります。

※労働基準監督署での労働保険の保険料の申告・納付とは別に手続が必要です。

【雇用保険の適用要件】

- ◇ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ◇ 31日以上雇用の見込みがあること

- ハローワークに届出のある貴事業所の被保険者数は下記のとおりです。万が一この人数と実際の従業員数が違っていれば、手続漏れの可能性がありますので、管轄ハローワークへご連絡ください。間違いなければご連絡いただく必要はありません。

あなたの事業所で、ハローワークに雇用保険の手続がなされている被保険者数（令和5年11月30日現在）

事業所名：大宮民主商工会

適用事業所番号：1103-10004-1

被保険者数：4

※雇用保険データには、一部外字を使用しているため、上記の事業所名が正確に印字されない場合（事業所名の文字の一部が「??」となるなど）がありますが、データ自体は適切に管理されています。

※被保険者数は労働基準監督署での労働保険料の申告・納付とは別にハローワークで手続している人数です。

※被保険者数は、令和5年11月30日までに貴事業所からハローワークへ届出のあった人数です。このため、令和5年12月1日以降に届出をされたものについては反映されていません。

連絡先

管轄ハローワーク	電話番号
大宮 公共職業安定所	048-667-8609

※個人情報に関する照会は、電話ではお答えできません。お手数ですが、事業所を管轄する上記のハローワークまでお越しください。

ご 注 意

- このはがきの宛先は、令和5年11月30日までにハローワークに届出があった情報に基づいています。

※事業所を移転（住所変更）した場合は、監督署への届出とは別にハローワークへ「雇用保険事業主事業所各種変更届」の提出が義務付けられています。

- その他、このはがきに関するFAQを厚生労働省HPに掲載しています。

雇用保険 はがき

検索



お 願 い

- このはがきが事業の廃止後に届いた場合、複数枚届いた場合、住所が誤っている場合は、管轄のハローワークへご連絡ください。

※事業を廃止した場合は、監督署への届出とは別にハローワークへ「雇用保険適用事業所廃止届」の提出が義務付けられています。

- 雇用保険の手続を社会保険労務士または労働保険事務組合に任せている事業主の方は、このはがきをそちらへお渡しください。

- 左ページの貴事業所の被保険者数のうちハローワークにマイナンバーの届出があった者の数、及びハローワークに届出があった法人番号（個人の場合は「未登録」と表示）は下記のとおりです。（令和5年11月30日現在）

- 法人番号が必要な届出については、法人番号の記載をお願いします。

- マイナンバーの記載が必要な申請・届出のほか、まだマイナンバーの登録がない被保険者について、マイナンバー記載欄がない他の申請・届出を行う際、「個人番号登録・変更届」によりマイナンバーの届出をお願いします。マイナンバーをご登録いただくと、ハローワークに来所することなく、マイナポータルからご自身や事業主が行った申請や届出に基づく、ご自身の雇用保険の加入記録や各種給付の受給履歴を簡単に確認できるようになります。

マイナンバー登録者数：0

法人番号：（未登録）

このはがきをハローワークに提示することにより、提示日時点で事業所において、雇用保険被保険者資格を取得中の方（マイナンバー登録の有無を含む）に係るデータを確認することができます。

個人情報保護の観点から、事業主（その従業員を含む）または、事業主から委任を受けた代理人（社会保険労務士など）であることが確認できる書類（押印不要）を添えて、管轄のハローワークにお持ちください（必要に応じ、ハローワークから確認のご連絡をすることがあります）。

（注）有効期限は、令和6年6月30日です。